

実施機関は、平成26年9月16日、条例第10条第1項の規定に基づき、不存在による行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成26年10月7日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として諮問庁に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取り消し、本件対象文書を公開することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- (1) 車両感知器のデータの保存期間が明らかにされておらず、本件対象文書が不存在であることの合理的な説明がなされていない。
- (2) 車両感知器の検出性能は、パルス式超音波感知器に関する論文によると、「パルス式超音波感知器から得られる情報は車両感知／無感知の1ビットのみで、これが20msec／秒の単位で取得され」、さらに、「1地点につきセット側ヘッドとリセット側ヘッドの2ヘッドを設置し、その間を車両

が通過する時間から車両の速度も測定」できるとされている。

また、車両感知器に関する諮問第118号について、秋田県情報公開審査会から、「当審査会において交通管制センターの調査を行ったところ、本件車両感知器で収集したデータからは、通過交通量及び占有率を5分間隔ごとに集計されたものが出力されるに留まっていることから、車両別の通過時刻を記載した文書は存在しないとする諮問庁の説明に不合理、不自然な点は認められない。」との答申がなされている。

この答申にある「5分間隔ごと」とは、車両別の車両感知器のデータが、5分間隔ごとに集計した形で出力するように設定されているということである。しかし、上記論文に記載のあるような車両感知器の性能を考えると、5分間隔ごとに集計したデータを分析すれば、車両別の通過時刻も高い精度で検出できるはずであり、これは本件車両感知器についても同様であるといえる。

- (3) 岡山県警察交通管制センターの設置及び広域交通管制に関する規程の別表第2（第21条関係）によると、岡山県警察交通管制センターで収集した交通情報資料について、出力資料、磁気テープ及び定数ファイルの保存期間は5年と定められている。しかし、秋田県警察にはこのような規程がなく、端末装置を介して本件車両感知器のデータの抽出を試みたが、該当するデータがないと説明するのみであり、保存期間が経過したことについての合理的な説明がなされていない。岡山県警察のように、車両感知器のデータの保存期間があらかじめ定められており、当該保存期間が経過してはいるが、念のため本件車両感知器のデータの抽出を試みたところ、該当するデータがないという説明であれば理解できる。しかし、実際に調べなければ本件車両感知器のデータの存否が分からないというのは理解できない。

第4 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について本件処分を行った理由を次のように説明している。

1 車両感知器の設置目的及び動作について

C分離形超音波式車両感知器は、車線直上に設置した超音波送受器から発する超音波の反射を利用し、車両の通過や存在の感知を行うものであり、それにより収集した交通量情報を基に、秋田県警察本部交通規制課に附置する交通管制センターにおいて必要に応じた信号制御を行うことにより、円滑で安全な交通流を構築することを目的として作動している。また、本件車両感知器は2基の超音波送受器からなり、下り側2車線の交通量情報を収集している。

2 車両感知器の感知情報について

車両感知器は、その直下を通過する車両の交通量情報を収集するために設置されているものであり、車両感知器により収集した交通量情報は、信号制御のための情報の一つとして交通管制センター中央装置（以下「本件中央装置」という。）において分析及び保存される。また、車両感知器のデータが保存されている期間は、端末装置を介することで、5分間隔ごとの通過車両の交通量（台数）及び占有率（車両の存在）が表された日報感知器情報として、その内容を確認することが可能である。

3 本件対象文書の不存在について

車両感知器により収集した交通量情報は、本件中央装置において一定期間保存されているが、当該データについては、磁気ディスク装置の容量に

収まるデータ量しか保存することができない。そのため、本件中央装置に保存されている期間が車両感知器のデータの事実上の保存期間となる。

また、現状として、既に磁気ディスク装置の容量を超過している一方で、本件中央装置には最新の情報が保存され続けているため、保存されているデータのうち、古いデータから順次消去されている。本件車両感知器のデータは、本件請求がなされた時点において、既に事実上の保存期間を経過しており、現に端末装置を介してデータの抽出を試みるも「該当データなし」との結果に至ったため、本件処分を行ったものである。

さらに、これまでに審査請求人から、平成25年8月22日付けで、他の箇所に設置した車両感知器に係る平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時から〇時までの車両感知器のデータを記録した行政文書について公開請求がなされているが、これに対しては、当該車両感知器のデータが本件中央装置に保存されていたことから、その作動状況を記録した行政文書を既に全部公開した経緯がある。このことから、仮に本件車両感知器のデータが本件中央装置に残されていたのであれば、同様に全部公開したものと考えられる。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成26年10月23日 諮問の受付
- (2) 同 年11月27日 諮問庁から非公開理由説明書を収受
- (3) 平成27年 3月 9日 審議
- (4) 同 年 5月12日 審査請求人が意見陳述
- (5) 同 年 6月16日 諮問庁が意見陳述
- (6) 同 年 7月14日 審議
- (7) 同 年 8月19日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件車両感知器の特定の日時における感知情報を記録した行政文書であり、実施機関は当該行政文書を保有していないとして非公開としている。

2 本件対象文書の存否について

審査請求人は、本件車両感知器のデータについて、データの抽出を試みたところ該当するデータがないという結果に至ったと説明するだけでは、本件対象文書が既に保存期間を経過したことにより不存在であることの合理的な説明とはならない旨主張する。また、あらかじめ車両感知器のデータの保存期間が規程上定められており、データの抽出を試みずとも、本件車両感知器のデータの存否は分かるはずである旨主張する。

これに対して諮問庁は、車両感知器のデータは、本件中央装置に保存されている期間のみ、その内容を確認することができるが、本件車両感知器のデータについては、本件請求がなされた時点において、既に消去されていたため、本件対象文書は保有していない旨説明する。

当審査会において、本件対象文書の存否について検討すると、秋田県警察においては規程上、車両感知器のデータの保存期間は定められていないことが認められる。

また、収集された車両感知器のデータは、本件中央装置に保存されている期間において、その内容を日報感知器情報として確認することができるが、実際のところ、車両感知器のデータを保存するために必要な磁気ディスク装置の容量には限りがあるため、収集された最新のデータが保存されると、本件中央装置に保存されている最も古いデータから順次消去されるシステムとなっており、本件請求に対する実施機関の審査の時点において、

審査請求人が求める日時の車両感知器のデータは、既に消去されていたという諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が本件対象文書を保有していたとは認められず、本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士